

議案第 23 号

和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、和解をすることについて、次のように議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 17 日提出

白井市長 笠井 喜久雄

提案理由

本案は、市内小学校のいじめ事案に対し提訴された損害賠償等請求事件について、千葉地方裁判所から提示された和解条項案に基づき原告と和解するため提案するものです。

1 和解の相手方

市内小学校に在籍する児童及びその両親

2 事件の概要

令和3年2月17日、市内小学校で発生したいじめ事案について、相手方から、いじめを行った児童及びその保護者並びに小学校を設置、運営している市に対し、連帯して金660万7650円の損害賠償等請求がなされ、裁判官の調整の下、和解に向けて相手方との協議を重ね、和解条項案が整った。

3 和解の内容

標記事件について、千葉地方裁判所から市へ提示された和解条項案は以下の通りである。

- (1) 市は、本件いじめ被害が発生したことを真摯に受け止め、再発防止にむけ、より一層のいじめ対策の推進に努める。
- (2) 市は、相手方児童が通学する小学校の全児童の保護者宛に、以下の内容を文書にて連絡する。なお、以下の内容の上から3行目の今年度、「いじめ」として認知した件数については、市が同文書作成時に把握している件数を記載するものとする。

課題として、様々な理由により年間30日以上欠席する子供たちがいることや子供たちの関係の中でいじめが本校にはあることです。今年度、「いじめ」として認知した件数は、「8」件です。昨年度から継続しているいじめもありました。児童の暴言によって、その被害児童が心を痛め、学校に通えない日々が長く続いたこともありました。このようないじめについて、本校としては重く受け止め、対応を進めております。本校では、「いじめは絶対に許さない」「いじめは卑きょうな行為である」「いじめはどの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という認識を持ち、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われることのないようにしていきたいと考えています。実際にいじめがあった際には「学校いじめ防止基本方針」に則り、いじめの解消に向けて、

組織的に誠意を持って対応していきます。また、未然防止、早期発見に向けて教育相談やアンケートを今後も定期的に行い、児童の些細な変化やSOSを受け止め、保護者様と連携して、丁寧に対応して参ります。

そして、本校の子供たちが「今日が楽しく明日が待たれる学校」と思うような学校を作っていくために地域、保護者の皆様とともに職員一同、頑張っていきたいと思えます。

(3) 市は、相手方児童の小学校在学中、クラス分け等学校生活上の各種の事項に関し、以下の事項を中心に、相手方児童といじめを行った児童の関係性に配慮した対応を行うものとする。

ア 全職員に本件について周知するとともに、クラス分けについては、相手方児童の心情を最大限配慮して学級編成を行う。

イ 相手方児童が登校しやすいよう昇降口、教室配置、下校時刻の時間差等の配慮をする。

ウ 相手方児童については、視力や聴力の関係から座席を前にして授業に集中しやすい環境を作る。

エ 相手方児童には困ったことがあったら、担任や保護者にすぐ話すよう伝える。

オ 相手方児童の見守りと観察（担任等からの報告→管理職）及び学年会、職員会議で周知を図る。

カ いじめを行った児童の見守りと観察（担任等からの報告→管理職）及び学年会、職員会議で周知を図る。

キ 相手方児童及びいじめを行った児童の保護者と必要に応じて管理職、担任と面談をし、学校生活の様子や家庭での様子を情報交換し、支援の方向性を話し合う場を設ける。

(4) 市は、相手方児童の中学校進学時に、相手方児童といじめを行った児童の関係性について小学校・中学校間で申し送りに努め、中学校生活の実情に照らし配慮に努める。

(5) 相手方は、市に対するその余の請求を放棄する。

(6) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、本和

解条項に定めのあるほか何らの債権債務もないことを相互に
確認する。

(7) 訴訟費用は各自の負担とする。